

令和5年4月18日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官
令和3年(ネ)第3189号 差止請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成30
年(ワ)第15327号)
口頭弁論終結日 令和5年2月7日

判 決

東京都千代田区六番町15番地

控訴人兼被控訴人 特定非営利活動法人消費者機構日本
(以下「一審原告」という。)

同代表者理事 佐々木 幸 孝
同訴訟代理人弁護士 宮 城 朗
 中 川 素 充
 高 木 篤 夫
 花 垣 存 彦

東京都渋谷区南平台町13番15号

被控訴人兼控訴人 株式会社エーチーム・アカデミー¹
(以下「一審被告」という。)

同代表者代表取締役 柿 崎 裕 治
同訴訟代理人弁護士 村 田 雅 夫
 木 村 佳 生

主 文

1 一審原告の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

(1) 一審被告は、消費者との間で、受講契約を締結するに際し、次の内容
の意思表示を行ってはならない。

ア 退学の際、既に納入している入学時諸費用を、7万円を超えて返還
しないとの意思表示

イ 除籍処分の際、既に納入している入学時諸費用を、7万円を超えて

返還しないとの意思表示

- (2) 一審被告は、上記(1)記載の意思表示が記載された契約書、約款、学則その他一切の表示を破棄せよ。
- (3) 一審被告は、その従業員らに対し、上記(1)記載の意思表示を行ってはならないこと及び上記(2)記載の契約書、約款、学則その他一切の表示を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとれ。
- (4) 一審原告のその余の請求を棄却する。
- 2 一審被告の控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを5分し、その1を一審原告の負担とし、その余を一審被告の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 一審原告

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 一審被告は、消費者との間で、受講契約を締結するに際し、次の内容の意思表示を行ってはならない。
- ア 退学の際、既に納入している入学時諸費用を、595円を超えて返還しないとの意思表示
- イ 除籍処分の際、既に納入している入学時諸費用を、595円を超えて返還しないとの意思表示
- (3) 一審被告は、上記(2)記載の意思表示が記載された契約書、約款、学則その他一切の表示を破棄せよ。
- (4) 一審被告は、その従業員らに対し、上記(2)記載の意思表示を行ってはならないこと及び上記(3)記載の契約書、約款、学則その他一切の表示を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとれ。

2 一審被告

- (1) 原判決中、一審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 前項の部分につき、一審原告の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 本件は、適格消費者団体である一審原告が、芸能人養成スクールを経営する一審被告に対し、一審被告の定めた学則中の「退学又は除籍処分の際、既に納入している入学時諸費用については返還しない」旨の条項が、消費者契約法9条1号所定の平均的な損害の額を超える損害賠償額の予定又は違約金の定めに該当し、一審被告において、不特定かつ多数の消費者である受講者との間で、当該条項を含む受講契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるなどと主張して、同法12条3項に基づき、①一審被告が消費者との間で受講契約を締結するに際し、退学の際に既に納入している入学時諸費用を返還しないとの意思表示及び除籍処分の際に既に納入している入学時諸費用を返還しないとの意思表示の差止め、②一審被告において、上記①の意思表示が記載された契約書、約款、学則その他一切の表示の破棄並びに③一審被告の従業員らに対し、上記①の意思表示を行ってはならないこと及び上記②の契約書、約款、学則その他一切の表示を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとることを求めた事案である。

原審は、一審原告の請求について、⑦消費者との間で、受講契約を締結するに際し、退学の際に既に納入している入学時諸費用を13万円を超えて返還しないとの意思表示及び除籍処分の際に既に納入している入学時諸費用を13万円を超えて返還しないとの意思表示の差止め、①一審被告において、上記⑦の意思表示が記載された契約書、約款、学則その他一切の表示の破棄並びに④一審被告の従業員らに対し上記⑦の意思表示を行ってはならないこと及び上記④の契約書、約款、学則その他一切の表示を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとることを求める限度で認容したところ、当事者双方がそれぞれの敗訴部分を不服として控訴した。なお、一審原告は、前記第1の1記載のと

おり、当審において、差止を求める入学時諸費用を返還しないとの意思表示の範囲につき、595円を超える部分に限定した。

2 前提事実

前提事実は、次のとおり原判決を補正するほか、原判決の「理由」第2の2に記載のとおりであるから、これを引用する。以下、略称の使用は、特に断らない限り、原判決の例による。

(原判決の補正)

原判決5頁1行目末尾に「ただし、一審被告は、令和3年3月に行った本件学則の改訂において、同学則21条3項を、オリエンテーション実施日（当日を含む。）から起算して8日を経過した以後の退学等の場合に入学時諸費用を返還しない旨に改めた（乙82。以下、この改訂を「令和3年学則改訂」とい、令和3年学則改訂後の本件不返還条項を単に「本件不返還条項」という。）」を加える。

3 争点

本件の争点は、次のとおりである。

- (1) 一審被告が不特定かつ多数の消費者との間で本件不返還条項を含む消費者契約の締結を現に行い又は行うおそれがあるか否か
- (2) 本件不返還条項が消費者契約の解除に伴う損害賠償額を予定し、又は違約金を定める条項に当たるか否か
- (3) 本件不返還条項に定める入学時諸費用の額について平均的な損害の額を超える部分の有無及びその金額
- (4) 一審原告の一審被告に対する差止請求権の行使が信義誠実の原則違反又は権利の濫用に該当するか否か

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（一審被告が不特定かつ多数の消費者との間で本件不返還条項を含む消費者契約の締結を現に行い又は行うおそれがあるか否か）

(一審原告の主張)

原判決6頁5行目から次頁16行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(一審被告の主張)

ア 次のとおり原判決を補正するほか、原判決7頁18行目から次頁24行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

原判決7頁18行目の「資格勉強」を「資格取得」と改める。

イ 当審における補充主張

(ア) 本件受講契約は、次の事情からすれば、受講生の事業のために締結されたものといえ、消費者契約法の適用はない。

a 本件スクールの受講生は、いずれもエー・ライツとの間で、処分証書であるマネジメント契約書（甲9）を交わして本件マネジメント契約を締結し、芸能活動の開業意思を対外的に明らかにしており、受講生の実績の有無は問題とはならない。また、本件スクールは、誰でも入学できるものではなく、エーチームグループオーディションに合格し、エー・ライツに所属して、その推薦を得た者だけが入学でき、当然に芸能活動を予定している点で、必ずしも芸能活動をすることを前提としない他の芸能人養成スクールとは異なる。さらに、受講生には芸能活動を開始するに当たって特別の知識、経験、資格等は必要なく、特に、SNS等の普及によって個人の情報発信ツールが普及し、芸能人と素人との境界線が失われて、益々芸能人の素人化が進んでいる状況がある。

b 本件スクールの受講生は、エー・ライツのホームページに掲載された所属芸能人の芸能活動や、本件スクールのスクールガイド（乙54）にある在校生の多数の出演情報を見るなどして、芸能界で華々しく活

躍することを胸に秘め、本件マネジメント契約及び本件受講契約を締結したのであり、芸能活動の遂行に向けた真摯な意図は明らかであるし、本件受講契約は、受講生が芸能活動を行うためのスキルの向上を目的とするから、受講生によるその後の活動と直結する関係にある。

(イ) 本件受講契約は、その契約者をエー・ライツに所属し、その推薦を受けた者に限っているから、「不特定かつ多数」の者との間で締結することを予定していない。また、一審被告が公序良俗違反の契約を繰り返すようなおそれもないから、差止請求をすることはできない。

(2) 爭点(2) (本件不返還条項が消費者契約の解除に伴う損害賠償額を予定し、又は違約金を定める条項に当たるか否か)

(一審原告の主張)

ア 次のとおり原判決を補正するほか、原判決9頁2行目から同頁19行目までのとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

原判決9頁16行目の「必要性はない」の次に「（受講生らは、オーディション合格及びエー・ライツとの本件マネジメント契約の締結によってその地位は確保されている。）」を加える。

イ 当審における補充主張

一審被告は、後記のとおり、入学時諸費用が本件受講契約を締結し又は履行するために必要な費用であり、本件不返還条項は、一審被告による債務の履行が終了している経済的利益につき受講生に返還しないとの当然の事柄を規定するにすぎないものである旨主張する。しかし、教材費については、一審被告が受講生に対し、オリエンテーション時にパンフレット等の教材を交付しているから、既に債務の履行がされたともいえるが、他の項目については、既に債務が履行されたとみることはできないものであり、本件不返還条項は、消費者契約法9条1号所定の消費者契約の解除

に伴う損害賠償額を予定し、又は違約金を定める条項に当たる。

(一審被告の主張)

ア 原判決9頁21行目から次頁25行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 当審における補充主張

(ア) 入学時諸費用の内訳のうち、エー・ライツに対する手数料（31万3888円）、業務委託費用（5万円。その内訳は、株式会社カートエンターテイメント（以下「カートエンターテイメント」ともいう。）に対する業務委託費用3万円及び劇団トワイライトムーン株式会社（以下「劇団トワイライトムーン」ともいう。）に対する業務委託費用2万円）及びローン会社に対する保証金（2507円）については、いずれも一審被告が受講生1名の入学ごとに支出しなければならない必須の費用であり、本件受講契約に基づく債務の履行として支払っているものであつて、受講生が中途退学しても、減額・返還されるものではない。

また、入学時諸費用の内訳のうち入学対応のための人件費（2万1809円）、入学対応のための賃料（1万1077円）及び光熱費（1617円）については、いずれも、一審被告が個々の受講生との間で本件受講契約を締結するに当たって支出を要する費用であり、本件受講契約に基づく芸能レッスン等の債務の履行に直接又は密接に関連する費用として支払っているものである。

さらに、入学時諸費用の内訳のうち教材費（595円）及び宣材写真撮影委託費用（2516円）については、一審被告が受講生に対し、遅くとも入学時オリエンテーション当日までに、教材一式の交付及び宣材写真の撮影を実施し、その費用を支出しなければならない費用である。

そして、一審被告は、上記各費用等を本件受講契約の締結又は履行のために必要なものとして支出しており、受講生の中途退学時点において

一審被告による債務の履行が終了しているから、受講生に対してこれらに相当する経済的利益を返還する必要はなく、本件不返還条項は、一審被告が受講生に対して負担する債務の履行を終えている部分の経済的利益について中途退学する受講生に返還しないとの当然の事柄を規定しているにすぎない。したがって、本件受講契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項には該当しない。

(イ) 一審被告は、受講生に対して入学時諸費用を返還しない時期につき、入学時オリエンテーション実施日以後に退学等をした場合としていたものを、令和3年学則改訂により、入学時オリエンテーション実施日当日から起算して8日を経過した後に退学等をした場合と改めたが、入学時オリエンテーション実施日から8日未満で退学等をする受講生との関係においても、少なくとも宣材写真撮影委託費、教材費、入学対応のための入会費、賃料、光熱費、ローン会社に対する保証金の支出が必要であり、これらに関する債務は履行済みである。

また、令和3年学則改訂に伴い、受講生1人当たりについて、入学時諸費用納入に関する事務費（478円）、オリエンテーション日程調整費用（499円）、オリエンテーション準備のための受講予約サイト登録等費用（70円）及び会場設営・撤去費用（549円）、オリエンテーション実施のための受付費用（140円）、書類回収確認・月謝手続・予約サイト用写真撮影等費用（普通科コース293円、キッズ・アドバンスコース687円）、説明のための費用（普通科コース219円、キッズ・アドバンスコース687円）及びオリエンテーション終了後の月謝引落し手続申請・変則受講受付・その他事務費用（499円）の合計4121円（内容の詳細については、後記(3)の（一審被告の主張）ウに記載のとおりである。）についても、既に履行済みの債務であるといえる。

(3) 争点(3)（本件不返還条項に定める入学時諸費用の額について平均的な損害の額を超える部分の有無及びその金額）

（一審原告の主張）

ア 本件受講契約の解除に伴い一審被告に生ずべき平均的な損害は、入学の事務に関する費用（以下「入学事務費用」という。）に限られるというべきであり、その額は教材費595円を超えるものではない。

一審被告が主張する各損害（教材費595円を除く。）は、次のとおり、いずれも平均的な損害に当たらない。

（ア）エー・ライツに対する手数料

エー・ライツに対する手数料は、エー・ライツが一審被告に受講生を紹介したことに対する対価であって、一審被告の役務提供の維持・改善に充てられるとの関係ではなく、入学事務費用とはいえない。また、上記手数料は、宣伝広告費の一部に該当するものであり、このような宣伝広告費はタレントの人材を必要としているエー・ライツが負担すべき費用であって、一審被告がこれを負担する理由はないし、受講生は、エー・ライツの主催するオーディションが無料であると聞いてこれを受けたにもかかわらず、知らぬ間に不合格となった者のオーディション費用まで入学時諸費用の一部として支払わされることになるのは明らかに不合理である。また、一審被告がエー・ライツの宣伝広告費を負担する必要があるとしても、その費用は営業活動に要する費用とみることができ、個々の本件受講契約の締結の有無に関わらず生ずるものであるから、本件受講契約の解除と相当因果関係があるとはいはず、平均的な損害には含まれない。

（イ）業務委託費用

一審被告のカートエンターテイメントに対する業務委託費用について
は、芸能人養成スクールの運営に係る実務と所属タレントの派遣及び講

師の斡旋に対する対価であって、入学事務費用ではなく、本来授業料から支出すべきものであるから、平均的な損害には含まれない。また、一審被告の劇団トワイライトムーンに対する業務委託費用については、委託業務である入学対応の教育指導及び獲得生徒数の増加は、一審被告の売上増加のためのものにすぎないし、受講生を募集するための費用、すなわち一審被告の営業活動に要する費用とみることができ、個々の本件受講契約の締結の有無に関わらず生ずるものであるから、本件受講契約の解除と相当因果関係があるとはいはず、平均的な損害には含まれない。

(ウ) 入学対応のための人件費

人件費は、事業の運営に係る一般的な費用であって、個々の本件受講契約との間に関連性が認められないから入学事務費用ではなく、また、上記人件費は、受講生を募集するための費用、すなわち一審被告の営業活動に要する費用とみることができ、個々の本件受講契約の締結の有無に関わらず生ずるものであるから、本件受講契約の解除と相当因果関係があるとはいはず、平均的な損害には含まれない。

(エ) 宣材写真撮影委託費用

一審被告がカメラマンに委託する宣材写真の撮影は、受講生がエーライツのタレントとして活動するためクライアント向けに撮影されるものであり、本件スクールにおいて必要となるものではないし、その費用はカメラマンに対する月額45万円と弁当代であり、個々の本件受講契約の締結の有無にかかわらず生じるものであるから入学事務費用とはいはず、平均的な損害には含まれない。

(オ) 入学対応のための賃料

賃料は、事業の運営に関する一般的な費用であって、個々の本件受講契約との間の関連性が認められず、入学事務費用ではないから、平均的な損害には含まれない。

(カ) 光熱費

光熱費は、事業の運営に関する一般的な費用であって、個々の本件受講契約との間の関連性が認められず、入学事務費用ではないから、平均的な損害には含まれない。

(キ) ローン会社に対する保証金

ローン会社に対する保証金は、一審被告の事業のために必要なものであって、入学事務費用ではないし、入学者全員がローンを利用している訳ではないから、平均的な損害には含まれない。

イ 履行利益

一審被告は、履行利益が平均的な損害に含まれると主張するが、同時に、入学時諸費用について、主として権利金的性格の要素で構成されると主張しており、自己矛盾を来している。また、履行利益を主張するのであれば、一審被告における履行利益と対価関係にある受講者の利益が問題となるところ、受講者が入学しただけでは、知識、技能、ノウハウの教授や経験と実績を積むための仕事の機会が与えられていないから、対価関係が認められず、この段階で履行利益が発生する余地はない。さらに、平均的な損害は、平均的な必要経費として認められ、本件受講契約が解除された場合に一審被告が負担を免れないものを損害として考えるべきであるが、履行利益はこのような損害には当たらない。仮に、履行利益が平均的な損害に含まれるとしても、本件受講契約の解除時までの履行利益を考慮することができるにとどまるし、本件受講契約は、エー・ライツが毎月開催するオーディションを通じて新規受講生を確保できる代替性の高い契約類型であるから、受講生の途中退学によって利益の一部を失っても、他の受講生獲得と一審被告の資源転用の機会を失っている訳ではない上、一定の中途退学者が出ることは折り込み済みであることからすれば、履行利益は認められない。

ウ 入学時オリエンテーション実施日から起算して8日間に生ずる平均的な損害

一審被告は、令和3年学則改訂により、受講生1人当たり、入学時諸費用納入に関する事務費、オリエンテーション日程調整費用等合計4121円が平均的な損害に該当する旨主張するが、それらの業務内容の詳細は明らかではなく、事務処理に要する員数や時間にも疑義がある上、計算方法も不正確であるから、いずれも平均的な損害に該当するとはいえない。

(一審被告の主張)

ア 本件受講契約の解除に伴い一審被告に生すべき損害は、少なくとも次の合計額40万4009円を下らないから、入学時諸費用の額（38万円）に平均的な損害を超える部分はない。

(ア) エー・ライツに対する手数料 31万3888円

一審被告は、エー・ライツの紹介によって受講者が本件スクールに入学した場合、同社に対し、受講生1人につき31万3888円を支払っている。エー・ライツは、多額の宣伝広告費を投じてオーディションを実施し、将来有望な人材について費用をかけて選抜している一方で、一審被告は、これらの宣伝広告費を負担することなく、エー・ライツからの紹介により、将来有望な人材を受講生として獲得することができるという関係にあるため、一審被告は、エー・ライツに対して手数料を支払う必要があり、また、個々の本件受講契約が締結されない限りその支払義務は発生しない。したがって、エー・ライツに対する手数料は、平均的な損害に含まれる。

(イ) 業務委託費費用 5万円

一審被告は、カートエンターテイメントに対し、講師の派遣等を委託しており、その対価として、本件スクールに入学した受講生1人につき3万円を同社に対して支払っている。また、一審被告は、劇団トワイラ

イトムーンに対し、受講生の入学対応の教育指導を委託しており、その対価として、本件スクールに入学した受講生1人につき2万円を支払つており、これらの費用は、個々の本件受講契約が締結されない限り発生しないものであるから、平均的な損害に含まれる。

(ウ) 入学対応のための入件費 2万1809円

一審被告においては、年間2000人近い受講生が本件スクールに入学するために、その対応に当たり、多額の費用を投じており、受講生が退学した場合、入学対応のための入件費が損害となる。

まず、本件スクール本校においては、新人開発室という部門があり、そこに所属している従業員が入学対応を行っている。新人開発室の職員は5名であり、これに対して一審被告が支出した入件費は2284万3489円である。次に、本件スクールの大坂校、福岡校、札幌校は、本件スクール本校における新人開発室に対応する部門ではなく、各校の従業員が入学対応とそれ以外の業務を共に行っている。そのため、上記3校における入件費のうち、入学対応に向けられた入件費とそれ以外の入件費を、売上高基準に基づいて経費の配賦計算をする。一審被告においては、令和元年度における売上高のうち、およそ半額が入学時諸費用の収入であるから、入学対応に要する入件費についても、売上高基準に基づき、総入件費の半額相当は、入学対応の経費に配賦することとなる。そして、上記3校の入件費は年間4081万1298円であるから、そのうちの半額である2040万5649円が、一審被告の入学対応に向けられた入件費となる。

本件スクール本校の新人開発室の入件費2284万3489に、上記3校の入学対応に向けられた入件費2040万5649円を合計すると、4324万9138円となり、令和元年度における一審被告の入学者数は1983人であるから、受講生1人当たりの入学対応に要する入件費

は2万1809円となる。したがって、同額が平均的な損害に含まれる。

(エ) 宣材写真撮影委託費用 2516円

一審被告は、受講生の入学対応として、カメラマンに宣材写真の撮影を委託しており、受講生が退学した場合、当該業務委託費用が損害となる。平成31年1月から令和元年12月までの間において一審被告がカメラマンに対して支払った報酬等の合計は499万0902円であり、一審被告の入学者数は1983人である。したがって、受講生1人当たりの宣材写真撮影委託費用は約2516円であり、同額が平均的な損害に含まれる。

(オ) 教材費 595円

教材費が平均的な損害に含まれることは、一審原告も争っていない。

(カ) 入学対応のための賃料 1万1077円

一審被告は、受講生の入学対応のために建物を賃貸しており、受講生が退学した場合には、当該費用が損害となる。本件スクールのうち、本校、大阪校、福岡校、札幌校における家賃は、年額合計4393万2828円であり、上記(ウ)のとおり売上高基準に基づき経費を配賦すると、入学対応が寄与する割合は50%であるから、2196万6414円が、入学対応のための賃料であるといえる。そして、令和元年度における入学者は1983人であるから、受講生1人当たりの入学対応のために要する家賃負担は約1万1077円であり、同額が平均的な損害に含まれる。

(キ) 光熱費 1617円

一審被告は、受講生の入学対応として、建物を賃貸し、上記賃料のほか、光熱費も支払っており、受講生が退学した場合には、当該費用が損害となる。本件スクールのうち、本校、大阪校、福岡校、札幌校における光熱費は、令和元年度において年額合計641万3600円であり、

上記のとおり売上高基準に基づき経費を配賦すると、入学対応が寄与する割合は50%であるから、320万6800円が、入学対応のための光熱費であるといえる。そして、令和元年度における入学者は1983人であるから、受講生1人当たりの入学対応のために要する光熱費は1617円であり、同額が平均的な損害に含まれる。

(ク) ローン会社に対する保証金 2507円

一審被告は、本件受講契約の締結に伴い、入學金ローンを利用する者については、株式会社セディナに対し、ローン金額の3%を保証金として支払っており、受講生が退学した場合、当該保証金負担額が損害となる。令和元年度において、一審被告が支払ったセディナ保証金の合計額は497万1450円であり、入学者は1983人であったから、受講生1人につき2507円の費用が発生しており、同額が平均的な損害に含まれる。

イ 履行利益

消費者契約法9条1号は、民法416条を前提として、これを定型化した基準を消費者契約に関し強行規定化したものであり、本件受講契約の解除と因果関係が認められる限り「平均的な損害」に含まれるといえるから、履行利益もこれに含まれると解される。そして、本件スクールにおける受講生の平均在籍日数は1年を上回るから、中途退学した場合において、低く見積もっても平均在籍日数である1年に満たない残余期間相当額の学費については、一審被告にとって逸失利益といえ、受講生から得られたであろう授業料（月謝）が履行利益として平均的な損害に含まれる。

ウ 入学時オリエンテーション実施日から起算して8日間に生ずる平均的な損害

一審被告は、令和3年学則改訂によって、入学時諸費用を返還しない時期を入学時オリエンテーション実施日から起算して8日を経過した以降と

改めたが、その8日間に生ずるものとして、平均的な損害の範囲が次のとおり拡大した（合計4121円。ただし、いずれも本件スクール本校における集計等に基づくが、他の校舎においても概ね同様の計算結果となる。）。

(ア) 入学時諸費用納入に関する事務 478円

入学者が入学時諸費用納入後、入学者ごとに行われるデータ処理や着金連絡等の事務が発生する。その額は、一審被告の従業員1名が毎日約1時間を上記事務に充てているから、年間では264時間となり、当該従業員の平均時給が1995円、令和元年の入学者数が1101名であるから、入学者1名当たり発生する人件費は478円（ $264 \times 1995 \div 1101 = 478$ ）である。

(イ) オリエンテーション日程調整 499円

入学者が入学時オリエンテーションを受講するに当たり、入学者ごとにオリエンテーションの認定調整連絡の事務が発生する。その額は、一審被告の従業員1名が入学者1名につき約0.25時間を上記事務に充てており、当該従業員の平均時給が1995円であるから、入学者1名当たり発生する人件費は499円（ $0.25 \times 1995 = 499$ ）である。

(ウ) オリエンテーション準備

a 受講予約サイト登録 70円

入学時オリエンテーションの準備として、受講予約サイトへの登録、各種資料準備、IDカード作成等の事務が発生する。その額は、一審被告の従業員1名が入学時オリエンテーション1回当たり約0.25時間を上記事務に充てており、当該従業員の平均時給が1995円、令和元年の入学者1101名につき全154回のオリエンテーションを実施したから、入学者1名当たり発生する人件費は70円（ $0.25 \times 154 \times 1995 \div 1101 = 70$ ）である。

b 会場設営・撤去 549円

入学時オリエンテーションの準備等として、会場の設営・撤去事務が発生する。その額は、入学時オリエンテーション1回当たり一審被告の従業員5名が約0.75時間を上記事務に充てており、当該従業員の平均時給が1995円、令和元年の普通科への入学者982名につき全72回の会場設営・撤去を実施したから、入学者1名当たり発生する人件費は549円 ($0.75 \times 5 \times 72 \times 1995 \div 982 = 549$) である。

(エ) オリエンテーション実施

a 受付事務 140円

入学時オリエンテーションの実施に当たり、受付事務が発生する。その額は、一審被告の従業員1名が入学時オリエンテーション1回当たり約0.5時間を上記事務に充てており、当該従業員の平均時給が1995円、令和元年の入学者1101名につき154回のオリエンテーションを実施したから、入学者1名当たり発生する人件費は140円 ($0.5 \times 154 \times 1995 \div 1101 = 140$) である。

b 書類回収確認等（普通科コース） 293円

普通科コース入学者を対象とした書類回収確認、月謝手続、予約サイト用写真撮影事務が発生する。その額は、一審被告の従業員4名が入学時オリエンテーション1回当たり約0.5時間を上記事務に充ており、当該従業員の平均時給が1995円、令和元年の普通科の入学者982名につき72回のオリエンテーションを実施したから、入学者1名当たり発生する人件費は293円 ($0.5 \times 4 \times 72 \times 1995 \div 982 = 293$) である。

c 書類回収確認等（キッズ・アドバンスコース） 687円

キッズ・アドバンスコース入学者を対象とした書類回収確認、月謝手続、予約サイト用写真撮影事務が発生する。その額は、一審被告の

従業員 1 名が入学時オリエンテーション 1 回当たり約 0.5 時間を上記事務に充てており、当該従業員の平均時給が 1995 円、令和元年のキッズ・アドバンスコースの入学者 119 名につき 82 回のオリエンテーションを実施したから、入学者 1 名当たり発生する人件費は 687 円 ($0.5 \times 82 \times 1995 \div 119 = 687$) である。

d 説明（普通科コース） 219 円

普通科コース入学者を対象とした説明事務が発生する。その額は、一審被告の従業員 1 名が入学時オリエンテーション 1 回当たり約 1.5 時間を上記事務に充てており、当該従業員の平均時給が 1995 円、令和元年の普通科の入学者 982 名につき 72 回のオリエンテーションを実施したから、入学者 1 名当たり発生する人件費は 219 円 ($1.5 \times 72 \times 1995 \div 982 = 219$) である。

e 説明（キッズ・アドバンスコース） 687 円

キッズ・アドバンスコース入学者を対象とした説明事務が発生する。その額は、一審被告の従業員 1 名が入学時オリエンテーション 1 回当たり約 0.5 時間を上記事務に充てており、当該従業員の平均時給が 1995 円、令和元年のキッズ・アドバンスコースの入学者 119 名につき 82 回のオリエンテーションを実施したから、入学者 1 名当たり発生する人件費は 687 円 ($0.5 \times 82 \times 1995 \div 119 = 687$) である。

(オ) オリエンテーション終了後 499 円

オリエンテーション終了後に月謝引落手続申請、変則受講受付、他の諸事務が発生する。その額は、一審被告の従業員 1 名が約 0.25 時間を上記事務に充てており、当該従業員の平均時給が 1995 円であるから、入学者 1 名当たり発生する人件費は 499 円 ($0.25 \times 1995 = 499$) である。

エ したがって、本件受講契約の解除に伴い一審被告に生ずべき損害は、履

行利益を除いても、少なくとも41万8130円となり、入学時諸費用の額（38万円）を超えるから、本件不返還条項が定める入学時諸費用の額において平均的な損害の額を超える部分は存在しない。

(4) 争点(4)（一審原告の一審被告に対する差止請求権の行使が信義誠実の原則違反又は権利の濫用に該当するか否か）

当事者の主張は、原判決16頁19行目から同18頁1行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、一審原告の請求について、一審被告に対し、①一審被告が消費者との間で受講契約を締結するに際し、退学の際、既に納入している入学時諸費用を7万円を超えて返還しないとの意思表示及び除籍処分の際、既に納入している入学時諸費用を7万円を超えて返還しないとの意思表示を行ってはならないこと、②一審被告は上記①の意思表示が記載された契約書、約款、学則その他一切の表示を破棄すること並びに③一審被告がその従業員らに対し、上記①の意思表示を行ってはならないこと及び上記②の契約書、約款、学則その他一切の表示を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとることを命ずる限度で理由があり、その余の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおりである。

2 認定事実

次のとおり補正するほか、原判決18頁7行目から同21頁6行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

- (1) 原判決18頁16行目の「乙19～21、53」を「甲19～21、乙53」と、同頁26行目の「直近決算期」を「令和元年度」とそれぞれ改める。
- (2) 原判決19頁14行目、同行から次行にかけて、同頁17行目及び同頁19行目の「タレント」をいずれも「所属タレント」と改める。

3 争点(1)（一審被告が不特定かつ多数の消費者との間で本件不返還条項を含む消費者契約の締結を現に行い又は行うおそれがあるか否か）について

(1) 争点(1)に対する判断は、原判決21頁9行目から同23頁9行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 当審における一審被告の補充主張に対する判断

ア 一審被告は、本件スクールの受講生が、芸能界で華々しく活躍することを期待して本件マネジメント契約を締結し、芸能活動の開業意思を対外的に明らかにし、その芸能活動と直結する本件受講契約を締結していることなどの事情からすれば、本件受講契約は、受講生の事業のために締結されたものである旨主張する。

しかし、当審が補正の上引用する原判決に認定判断するとおり、本件スクールの受講生の一部に芸能活動を行っている者がいるとしても、その大半は事業と評価できるような芸能活動を行っているとは認められず、受講生が本件マネジメント契約を締結したからといって、芸能活動に関して実質を伴うものとは認め難く、これにより開業意思を明らかにしたと認めることもできない。したがって、本件受講契約につき消費者契約法の適用を否定することはできず、一審被告の主張を採用することはできない。

イ 一審被告は、本件受講契約が契約者をエー・ライツに所属し、その推薦を受けた者に限っているから、「不特定かつ多数」の受講生との間で締結することを予定しておらず、また、一審被告が公序良俗違反の契約を繰り返すようなおそれもないから、差止請求をすることはできない旨主張する。

しかし、前記認定事実に加え、証拠（乙62）によれば、エー・ライツに所属し、本件スクールへの推薦を受けた者は毎年4000名ないし5000名を超え、それらの者はエー・ライツによるオーディションの開催によって隨時変動することが認められ、このような事情等からすれば、本件スクールの受講生は、エー・ライツに所属し、その推薦を受けた者である

との類型に当てはまるとの一面を有するが、そのことから直ちに本件スクールの受講生が特定された者であるとの評価をすることはできない。また、その人数が多数であることは明らかである。さらに、上記証拠によれば、本件スクールには毎年2000名内外の受講生が入学していることが認められるところ、一審被告は、後記のとおり、これらの者との間で継続的に消費者契約法9条1項所定の平均的な損害の額を超える損害賠償額の予定又は違約金の定めのある本件受講契約を締結するおそれがあるといえるから、一審原告において差止請求ができないとはいえない。したがって、一審被告の主張を採用することはできない。

4 爭点(2) (本件不返還条項が消費者契約の解除に伴う損害賠償額を予定し、又は違約金を定める条項に当たるか否か)について

- (1) 一審被告は、入学時諸費用が本件スクールに入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有する金員（権利金的性質を有する金員）である旨主張する。

確かに、前提事実及び前記認定事実によれば、本件スクールに入学する受講生は、エー・ライツが主催するオーディションに合格した後、エー・ライツとの間で本件マネジメント契約を締結し、エー・ライツの推薦を受けることが入学の条件とされており、入学後1年間にわたり、所定の各コースに分かれて本件スクールの講師からレッスンを受けることができると認められ、いつでも受講を希望する者が受講を開始できるような態勢をとる習い事等とは異なる面があるということができる。

しかし、本件スクールに関しては、修業年限や人的物的設備の充足等について法令上の規制等が設けられておらず、レッスン課程、収容定員、授業料・入学科等の費用について所轄官庁の監督を受けるなどといった事情もないから、一審被告が法令等に基づいて人的物的設備等の整備を要請されることはなく、そのための費用等の支出も任意のものにとどまるのであって、法

令による規制や所轄官庁の監督等が行われている大学と同列に論ずることはできず、大学の入学金の場合と同様に、入学時諸費用を本件スクールに入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有する金員であるとみると困難な面がある。また、一般に、芸能活動を行おうとする者にとって、本件スクールのような芸能人養成スクールに入学し一定のレッスン等を受けることが必要なものであるとまではいい難いし、本件スクールに入学し得る地位を維持しつつ、他の芸能人養成スクール等を併願するといった状況があるとは証拠上認められないから、受講生において、本件スクールに入学し得る地位を維持するために対価を支払うべき必要があるといえるかには疑義がある。さらに、前記認定事実によれば、入学時諸費用は38万円とされ、他方、1年間の月謝総額が36万円（3万円×12か月）であると認められ、入学時諸費用の額が1年間の月謝総額を上回っているところ、一般的にみて、入学時諸費用の額は、本件スクールに入学し得る地位を取得するための対価として著しく高額であるといわざるを得ず、この点からみても、入学時諸費用を本件スクールに入学し得る地位を取得するための対価とみることには困難な面がある。

以上のような諸事情に照らすと、本件スクールの入学時諸費用について、本件スクールに入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有する金員であると認めることはできない。

(2) 次に、一審被告は、入学時諸費用として、エー・ライツに対する手数料等合計40万4009円及び令和3年学則改訂に伴う入学時諸費用納入に関する事務費等合計4121円につき、本件受講契約を締結し又は履行するために必要なものとして支出しており、受講生の中途退学時点において、一審被告による債務の履行が終了しているものであって、受講生に対し、これらに相当する経済的利益を返還する必要はないから、本件不返還条項は、一審被告が受講生に対して負担する債務の履行を終えている部分の経済的利益につ

いて中途退学する受講生に返還しないとの当然の事柄を規定しているにすぎず、本件受講契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項には該当しない旨主張する。

しかし、一審被告が主張する費用等の中には、教材費のように、一審被告が受講生に対して教材を交付することにより一審被告の受講生に対する債務が履行されたとみられるものが存在する一方で、後記のとおり、エー・ライツに対する手数料を始めとして、入学対応のための入会費、入学対応のための賃料及び光熱費等のように、個々の本件受講契約の締結の有無とは関わりなく支出されると認められるものが複数存在することが認められ、これらについては、個々の本件受講契約ごとに債務の履行の有無を判断することはできず、それらの費用に関して一審被告の受講生に対する債務が履行済みであるということはできないから、結局、入学時諸費用の中には、本来であれば、本件受講契約が解除された場合に一審被告が受講生に対して返還すべき部分が存在するといえる。

したがって、入学時オリエンテーション実施日から起算して8日を経過した以後の退学等の場合に入学時諸費用を返還しない旨を定めた本件不返還条項については、これが本件受講契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項に該当しないとはいえない。

(3) 以上の検討からすれば、本件不返還条項は、本件受講契約が解除された場合に一審被告が返還すべきものに相当する額の金員を一審被告が取得することを定めた合意であり、一審被告が被る可能性のある有形、無形の損失又は不利益等を回避、てん補する目的、意義を有するものということができるから、本件受講契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めの性質を有するものと認めるのが相当である。

5 爭点(3)（本件不返還条項に定める入学時諸費用の額について平均的な損害の額を超える部分の有無及びその金額）について

(1) 消費者契約法 9 条 1 号の「平均的な損害の額」とは、当該事業者が締結する多数の同種契約事案について類型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額をいい、具体的には、解除の事由、時期等により同一の区分に分類される複数の同種の契約の解除に伴い、当該事業者に生じる損害の額の平均値をいうものと解される。本件においては、受講生が入学時オリエンテーションを受講した日から起算して 8 日を経過した後に、本件受講契約が解除（受講者が退学又は除籍処分）された場合に、これに伴い生じる損害の額の平均値が問題となるところ、上記損害は、解除に伴い生じるものに限られるから、解除との間に相当因果関係が認められる必要があるというべきである。また、一審被告が受講生の入学に伴い本件受講契約上の義務を履行するため必要となった経費（以下「入学に伴う必要経費」という。）は、本件受講契約が解約された場合においても、一審被告において受講生にその負担を求めることが正当化されるものであるから、上記の解除に伴う損害に当たると解するのが相当である。

(2) そこで、以上の観点から、一審被告が本件受講契約に関して支出する費用について検討する。

ア エー・ライツに対する手数料について

一審被告は、エー・ライツからの紹介により、将来有望な人材を受講生として獲得することができるという関係にあるため、受講者が本件スクールに入学した場合、エー・ライツに対し、手数料として受講生 1 人につき 33万9000円（消費税を含めない金額は 31万3888円）を支払う必要があり、これは個々の本件受講契約が締結されない限り発生しないものであるから、平均的な損害に含まれる旨主張する。

しかし、一審被告のエー・ライツに対する手数料の支払によって、エー・ライツの負担するオーディション等に要する費用を含む宣伝広告費の一部が支払われているとの関係が認められるとしても、個々の本件受講契

約ごとに上記手数料の支払義務が発生することを裏付ける契約書や合意書等の客観的な証拠は存在しないし、一審被告がエー・ライツに対して入学者1名当たり31万3888円の支払義務を負う旨を述べる一審被告の役員森川義信の供述（乙85）も、的確な裏付けを伴うものとはいえないから、結局、エー・ライツに対する手数料が入学に伴う必要経費に当たることはできず、個々の本件受講契約の解除と相当因果関係のある損害と認めることはできない。したがって、一審被告がエー・ライツに対して支払う手数料は、本件受講契約の解除に伴い一審被告に生ずる平均的な損害に含まれるとはいはず、一審被告の主張を採用することはできない。

イ 業務委託費用について

(ア) カートエンターテイメントに対する業務委託費用

a 証拠（乙44の1ないし3、乙85、88、89）及び弁論の全趣旨によれば、一審被告とカートエンターテイメントは、平成21年4月1日付け業務委託契約書を交わして業務委託契約を締結しているところ、その委託内容は、本件スクールの運営に係る実務、所属タレントの派遣及び講師の斡旋であり、具体的には、カリキュラムの作成、レッスン資料の提供等を行う講師3名の派遣と外部所属の講師派遣の斡旋であること、一審被告とカートエンターテイメントは、平成25年1月1日付け覚書によって、一審被告がカートエンターテイメントに対して支払う業務委託費用の支払につき、入金された入学金（本件学則中に「入学金」との名称の納入金がないが、入学時諸費用以外のものとは考え難いから、入学時諸費用と同義であると認められる。）のうち1万5750円（消費税込み。上記覚書を締結した当時の消費税率は5%であると認められるから、消費税を含まない金額は1万5000円である。以下、消費税を含まない金額で表示する。）及び入金された授業料のうち50%を支払う旨を合意していること、入学時

オリエンテーション実施日から 8 日を経過した後に本件受講契約が解除された場合も一審被告の上記業務委託費用の支払義務は免除されないことの各事実が認められる。

上記認定事実によれば、一審被告がカートエンターテイメントに対して支払う業務委託費用のうち、1万5000円は、個々の本件受講契約との関係で支出が必要となる費用であるといえ、入学に伴う必要経費として、本件受講契約の解除に伴い一審被告に生ずる平均的な損害に当たるものと認められる。

なお、一審被告は、一審被告がカートエンターテイメントに対して3万円を支払っており、その全額が平均的な損害に該当する旨主張するが、上記認定事実に照らせば、一審被告が主張する3万円のうち1万5000円は入学時諸費用に関するものといえるのに対し、その余の1万5000円については、入学時諸費用とともに納入される1か月分の授業料によって賄われる筋合いのものとみるべきであるから、本件不返還条項に関し平均的な損害に含まれると認められるのは、1万5000円の限度にとどまるというべきである。

b 一審原告は、一審被告のカートエンターテイメントに対する業務委託費用については、入学事務費用ではなく授業料から支出すべきものであるから平均的な損害に含まれない旨主張する。しかし、既に認定判断したとおり、一審被告がカートエンターテイメントに対して支払う3万円のうち1万5000円については授業料から支出されるべきものであるが、残額1万5000円については入学時諸費用に関するものと認められる。したがって、一審原告の主張を採用することはできない。

c 以上の検討によれば、一審被告がカートエンターテイメントに対して支払う業務委託費用のうち1万5000円については、本件受講契

約の解除に伴い一審被告に生ずる平均的な損害に含まれる。

(イ) 劇団トワイライトムーンに対する業務委託費用

a 証拠（乙45の1・2、85）及び弁論の全趣旨によれば、一審被告と劇団トワイライトムーンは、平成24年11月1日付け業務委託契約書を交わして業務委託契約を締結しているところ、その委託内容は、生徒を獲得する入校対応について教育指導とともに、社員を出向させ、獲得生徒数の増加に努めるというものであり、実際には、劇団トワイライトムーンの従業員が本件スクール入学者の入学手続全般に係る事務を担当するものであること、一審被告が劇団トワイライトムーンに対して支払う業務委託費用は、入学金（本件学則中に「入学金」との名称の納入金がないが、入学時諸費用以外のものとは考え難いから、入学時諸費用と同義であると認められる。）1件につき2万円とされていること（なお、上記業務委託契約書には、キッズコースに関する業務委託費が1万円であるとの記載もあるが、本件学則にはキッズコースに触れる部分がない上、12歳以上の男女であることが本件スクールへの入学資格要件とされている（本件学則14条）ことなどに照らす、上記記載は本件不返還条項と関わりのないものと認められる。）、入学時オリエンテーション実施日から8日を経過した後に本件受講契約が解除された場合も一審被告の上記業務委託費用の支払義務は免除されないことの各事実が認められる。

上記認定事実によれば、一審被告が劇団トワイライトムーンに対して支払う業務委託費用は、入学手続に関する事務という一審被告が受講生の入学に伴い行わなければならない事務の委託費用であって、個々の本件受講契約との関係で支出が必要となる費用であるといえ、入学に伴う必要経費として、本件受講契約の解除に伴い一審被告に生ずる平均的な損害に当たると認めるのが相当である。

- b 一審原告は、劇団トワイライトムーンに対して委託している業務は、一審被告の売上増加のためのものにすぎず、一審被告の営業活動に要する費用とみることができ、個々の本件受講契約の締結の有無に関わらず生ずるものであるから、解除との間に相当因果関係があるとはいえない旨主張する。しかし、既に認定判断したとおり、劇団トワイライトムーンが一審被告の委託を受けて行っている業務は本件スクール入学者の入学手続全般に係る事務であり、その費用も入学金1件につき2万円と定められていることなどからすれば、劇団トワイライトムーンに対する業務委託費用は、個々の本件受講契約との関係で支出が必要となる入学に伴う必要経費であるとみることが可能である。したがって、一審原告の主張を採用することはできない。
- c 以上の検討によれば、一審被告が劇団トワイライトムーンに対して支払う業務委託費用2万円については、本件受講契約の解除に伴い一審被告に生ずる平均的な損害に含まれる。

ウ 宣材写真撮影委託費用について

(ア) 証拠(乙43、53、証人森川)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告は、受講生が入学後レッスンを開始するまでの間に、受講生ごとに宣材写真の撮影を行っているところ、令和元年において、一審被告がカメラマンに対して支払った報酬等の合計は499万0902円であり、一審被告の入学者数は1983人であることが認められる。したがって、受講生1人当たりの宣材写真撮影委託費用は約2516円である(なお、一審被告は、受講生1名当たりの宣材写真撮影委託費用を2506円であるとも主張するが、従前の主張を変更するものとは認められず、的確な証拠にも乏しいことから採用しない。)。

上記認定事実によれば、受講生の入学に伴い個々人の写真撮影が予定され、遅くとも入学後レッスンを開始するまでの間にその撮影が行われ

ているのであるから、宣材写真撮影委託費用については、個々の本件受講契約との関係で支出が必要となる入学に伴う必要経費であるといえ、本件受講契約の解除に伴い一審被告に生ずる平均的な損害であると認められる。

(イ) この点、一審原告は、宣材写真の撮影は、受講生がエー・ライツのタレントとして活動するためクライアント向けに撮影されるものであり、本件スクールにおいて必要となるものではないし、その費用はカメラマンに対する月額45万円と弁当代であり、個々の本件受講契約の締結の有無にかかわらず生じるものであるから、平均的な損害に当たらない旨主張する。

しかし、一般に、芸能人養成スクールの入学の際に宣材写真の撮影が行われることが特異なものであるとはいえないし、同写真がクライアント向けに撮影され、主にはプロダクションであるエー・ライツにおいて使用されるとしても、撮影のための費用を一審被告において負担し、最終的に受講生の負担に帰せしめたとしても、不合理なものとまではいえず、上記判断を左右する事情であるとは認められない。したがって、一審原告の主張を採用することはできない。

(ウ) 以上の検討によれば、一審被告が支払う宣材写真撮影委託費用2516円については、本件受講契約の解除に伴い一審被告に生ずる平均的な損害に含まれる。

エ 教材費について

教材費（595円）が平均的な損害に含まれることは当事者間に争いがないと認められるから、同額が本件受講契約の解除に伴い一審被告に生ずる平均的な損害に含まれる。

オ 入学対応のための賃料について

一審被告は、受講生の入学対応のためにも建物を賃貸しており、入学対

応のための賃料（受講生1名当たり1万1077円）が平均的な損害に含まれる旨主張する。

しかし、証拠（乙43、54）によれば、一審被告が入学対応のために賃借する建物は、本件スクールの校舎として賃借しているものと同一のものと認められ、上記賃料は、本件受講契約を解除した受講生のみならず、他の受講生との関係においても必要となる費用であり、個々の本件受講契約の締結の有無にかかわらず生ずるものであるから、入学対応のための賃料が本件受講契約の解除に伴い一審被告に生ずる損害に含まれると認めることはできない。したがって、一審被告の主張を採用することはできない。

カ 光熱費について

一審被告は、受講生の入学対応のためにも光熱費を支出しており、入学対応のための光熱費（受講生1人当たり1617円）が平均的な損害に含まれる旨主張する。

しかし、証拠（乙43）によれば、上記光熱費は、本件スクールの各校舎で生じたものと認められ、上記光熱費は、本件受講契約を解除した受講生のみならず、他の受講生との関係においても必要となる費用であり、個々の本件受講契約の締結の有無にかかわらず生ずるものであるから、上記光熱費が本件受講契約の解除に伴い一審被告に生ずる損害に含まれると認めることはできない。したがって、一審被告の主張を採用することはできない。

キ ローン会社に対する保証金について

一審被告は、本件受講契約の締結に伴い、入学金ローンを利用する者がいた場合、株式会社セディナに対し、ローン金額の3%を保証金として支払っており、令和元年において被告が支払った保証金の合計額に同期における入学者数を除して得た額（2507円）は、本件受講契約の解除に伴

い一審被告に生ずべき平均的な損害に含まれる旨主張する。

しかし、一審被告の主張によても、同社の入学会員ローンを利用する者は、令和元年度において443人であって、同期における入学者数1983人の4分の1以下にすぎないのであって、本件受講契約の解除によって類型的に生ずる損害とはいえないから、ローン会社に対する保証金が本件受講契約の解除に伴い一審被告に生ずる平均的な損害に含まれると認めるることはできない。

ク 履行利益について

一審被告は、消費者契約法9条1号は、民法416条を前提として、これを定型化した基準を消費者契約に関し強行規定化したものであり、解除と因果関係が認められる限り「平均的な損害」に含まれるといえるから、履行利益もこれに含まれると解すべきところ、本件スクールにおける受講生の平均在籍日数は1年を上回るから、中途退学した場合において、低く見積もっても平均在籍日数である1年に満たない残余期間相当額の学費については、一審被告にとって逸失利益といえ、受講生から得られたであろう授業料（月謝）が履行利益として平均的な損害に当たる旨主張する。

しかし、一審被告が主張する受講生の平均在籍日数は、本件受講契約の契約期間である1年間に在籍した者だけではなく、1年を超えて在籍した受講生をも含めて算出されたものであり（乙58）、本件受講契約の履行利益を考察する上で適当な基準とはいひ難い。また、前提事実及び前記認定事実によれば、本件スクールに入学する受講生は、隨時実施されるエー・ライツのオーディションに合格し、エー・ライツとの間で本件マネジメント契約を締結し、エー・ライツから推薦を受けた者であり、一審被告は、そのような受講生を隨時本件スクールに入学させ、本件スクールの年間の入学者数は、1500人ないし2000人であり、このうち1年間の就学期間を満了するのは約半数程度であると認められることなどに照らす

と、受講生が本件受講契約を解除する場合において、当該受講生との関係において直ちにその就学予定期間の全部にわたり月謝が支払われる蓋然性があったとは認め難いから、上記月謝が本件受講契約の解除に伴い一審被告に生ずる平均的な損害に含まれるとは認めることができない。したがつて、一審被告の主張を採用することはできない。

ケ 入学に伴う人件費について

(ア) 一審被告は、本件スクールの受講生の入学に伴う人件費として、入学対応のための人件費（受講生1名当たり2万1809円）のほか、入学時オリエンテーション実施日から起算して8日間に生ずる人件費（受講生1名当たり合計4121円）が発生し、これらが平均的な損害の額に含まれる旨主張する。そこで、以下検討する。

(イ) 証拠（乙53、85）及び弁論の全趣旨によれば、本件スクールに入学しようとする受講生は、一審被告から入学申込書を含む入学申込資料一式の交付を受け、所定の期限内に入学申込書を記入・提出するとともに入学時諸費用を納付し、本件スクールへの入学が許可されると、入学時オリエンテーションを受け、その後にレッスンが開始されること、一審被告は、その従業員をして入学前後の諸手続に関する事務を行っているところ、上記事務として、入学時諸費用納入に係るデータ処理、着金連絡、オリエンテーション実施の候補日の伝達及び日程調整、オリエンテーション受講予約サイトへの登録、オリエンテーション会場の設営・撤去、受付、書類回収確認、月謝の支払確認に関する手続、受講予約サイト用の写真撮影、オリエンテーション当日の説明、オリエンテーション終了後における月謝引落手続申請、変則受講受付等が行われているとの各事実が認められる。

なお、一審被告は、キッズコースに関する事務及びその費用の存在等についても主張するが、本件学則にはキッズコースについて触れるところ

ろがない上、12歳以上の男女であることが本件スクールへの入学資格要件とされている（本件学則14条）ことなどに照らすと、キッズコースに関する事務及びその費用は、本件不返還条項とは関わりのないものというべきであり、結局、一審被告が主張するキッズコースに係る事務及び人件費については、本件不返還条項に関し一審被告の平均的な損害の額を検討する上で考慮することはできないことになる。

(ウ) 上記認定事実によれば、上記入学に伴う人件費は、個々の本件受講契約との関係で支出が必要となる入学に伴う必要経費であるとみるのが相当然であり、本件受講契約の解除に伴い一審被告に生ずる平均的な損害であると認められるものといえる。そして、その金額について、一審被告は、入学対応のための人件費につき受講生1名当たり2万1809円、入学時諸費用納入に関する事務につき受講生1名当たり478円、オリエンテーション日程調整につき受講生1名当たり499円、受講予約サイト登録につき受講生1名当たり70円、会場設営・撤去につき受講生1名当たり549円、オリエンテーション受付事務につき受講生1名当たり140円、書類回収確認等（普通科コース）につき受講生1名当たり293円、オリエンテーションにおける説明につき受講生1名当たり219円及びオリエンテーション終了後の月謝引落手続申請等につき受講生1名当たり499円（以上合計2万4556円）である旨主張しているところ、それらの金額の当否につき、一審原告において具体的な主張立証がないことなどからすれば、入学に伴う人件費に関しては、上記の金額を前提として、一審被告の平均的な損害の額を認定するのが相当である。

(エ) この点、一審原告は、入学対応のための人件費が事業運営に係る一般的な費用又は受講生募集のための営業活動に要する費用であり、また、入学時オリエンテーション実施日から起算して8日間に生ずる人件費は、

その内容や金額について疑義があることから、いずれも平均的な損害には含まれない旨主張する。しかし、受講生が本件スクールに入学するに当たり、入学申込書の提出、入学時諸費用の納入、入学時オリエンテーションの実施等が予定されていることからすれば、これらに伴って一審被告に一定の事務が発生することは明らかであるといえ、一審被告の従業員がその事務に従事することによって一定の人件費が発生するといえ、これらの費用は、個々の本件受講契約との関係で支出が必要となる入学に伴う必要経費とみることが可能である。したがって、一審原告の主張を採用することはできない。

コ 一審被告の平均的な損害の額について

以上の検討によれば、本件不返還条項に関し、本件受講契約の解除に伴い一審被告に生ずべき平均的な損害に含まれるものとして、①カートエンターテイメントに対する業務委託費用（1万5000円）、②劇団トワイライトムーンに対する業務委託費用（2万円）、③宣材写真撮影委託費用（2516円）、④教材費（595円）及び⑤入学に伴う人件費（2万4556円。以上合計6万2667円）が認められるところ、これらのうち、①及び②を除く費用については、年度によって金額に増減が生じ得るとしても、本件受講契約の解除に伴い一審被告に生ずべき平均的な損害の額は、7万円を超えるものではないと認めるのが相当である。

したがって、本件不返還条項のうち入学時諸費用（38万円）につき7万円を超えて返還しないとの部分は、本件受講契約の解除に伴い一審被告に生ずべき平均的な損害の額を超えるものというべきである。

6 争点(4)（一審原告の一審被告に対する差止請求権の行使が信義誠実の原則違反又は権利の濫用に該当するか否か）について

争点(4)に対する判断は、原判決32頁24行目から次頁18行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

7 差止めの範囲及び措置の内容について

以上の検討によれば、本件不返還条項のうち、入学時諸費用（38万円）につき7万円を超えて返還しないとの部分は、消費者契約法9条1号の規定により無効であるから、一審原告の請求は、一審被告に対し、同法12条3項に基づき、①消費者との間で受講契約を締結するに際し、退学又は除籍処分の際に既に納入している入学時諸費用について、7万円を超えて返還しない旨を内容とする意思表示を行うことの差止め、②上記意思表示が記載された契約書、約款、学則その他一切の表示の破棄及び③従業員らに対するこれらの周知徹底措置を求める限度で理由がある。

8 その他、原審及び当審における当事者双方の主張に鑑み、証拠の内容を検討しても、当審における上記認定判断（原判決引用部分を含む。）を左右しない。

第4 結論

よって、前記第3の1の判断と異なる原判決は相当ではなく、一審原告の控訴は一部理由があるから、一審原告の控訴に基づき、同判断のとおり原判決を変更することとし、一審被告の控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官

増田 稔

裁判官

日暮直子

裁判官鈴木博は、退官のため署名押印することができない。

裁判長裁判官

増田 精



これは正本である。

令和 5 年 4 月 18 日

東京高等裁判所第 24 民事部

裁判所書記官 澤 田 幸 宏

